

福岡県観光審議会について

1 設置根拠

(参考資料1)「福岡県観光審議会規則(昭和28年福岡県規則第44号)」のとおり

2 主な審議事項

- 知事の諮問に応じて、次に掲げる事務(以下抜粋)等についての調査審議、意見具申
 - ・ 観光資源の調査研究及び保存に関すること。
 - ・ 観光地及び観光ルートの選定並びにその開発計画に関すること。
 - ・ 観光地の宣伝、観光客の誘致及び接遇の研究改善に関すること。
 - ・ その他観光について、知事が必要と認めること。

3 審議会委員の任期

2年間(2021年11月30日～2023年3月31日)

4 審議会開催回数

- 本年度は、2回を予定(例年1～2回開催)